

2026年10月より  
義務化!

無料  
Web  
セミナー

# 「カスハラ防止措置」と 「求職者等に対するセクハラ防止措置」

講演  
内容

- 1 法改正で何が変わる? ハラスメント防止対策義務化の全体像
- 2 カスタマーハラスメント(カスハラ)の定義と現場での判断基準
- 3 求職者等に対するセクシュアルハラスメント(求職者等セクハラ)の実務対応とルール策定
- 4 企業が講ずべき措置と実務運用
- 5 施行日に向けた体制整備チェックリストと運用改善

2026年10月1日より「カスハラ防止措置」と「求職者等に対するセクハラ防止措置」を講じることが事業主の義務となります。本セミナーでは、単なる規程追加では不十分な実務的な課題に対し、企業が講ずべき措置や具体的な対応策を解説します。カスハラの判断基準や正当な苦情との切り分け、採用・インターンにおけるルール整備、施行日までの対応チェックリストなど、現場で使える体制構築のポイントを分かりやすくお伝えします。

視聴可能期間

2026年**8月21日(金)**11:30～**8月27日(木)**17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

**8月20日(木) 17:00**

参加費

**無料**

講師



辻・本郷 社会保険労務士法人  
社会保険労務士

**鈴木 裕貴** (すずき ひろき)

大学在学中に社会保険労務士試験に合格後、個人事務所などを経て2015年4月に辻・本郷 社会保険労務士法人に入社。人事部門からの相談対応を中心に、就業規則・労働契約書のレビューや人事評価制度(等級・報酬・評価制度)の構築・運用支援など多岐にわたる業務に従事している。また、近年では経済団体や金融機関においてセミナー講師を務めるなどしている。

詳細・お申し込み

[https://form.k3r.jp/ht\\_tax/260821](https://form.k3r.jp/ht_tax/260821)

